

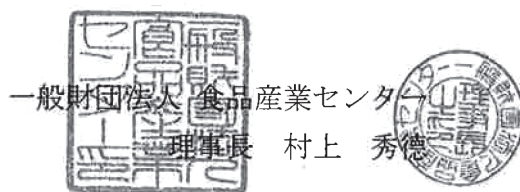
## 関係省庁・団体からのお知らせ



03JFIA第129号

令和3年6月1日

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 晃 様



### 令和2年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

平成17年に、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないように、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

令和2年度は、本年2月に令和元年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じか減少しておりますが、いくつかの問題点が指摘されております。今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んでいきたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところではありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

令和3年6月1日

## 令和2年度食品産業における取引慣行の実態調査について

一般財団法人 食品産業センター  
企画調査部

食品産業センターでは、平成7年からほぼ毎年食品産業における取引慣行の実態調査を行っている。令和2年度においても、本年2月に、食品製造事業者へのアンケートによって、食品産業における取引慣行の実態調査を実施した。

1. 調査期間：令和3年2月
2. 調査対象：食品製造業 1,700 社  
(株式会社東京商工リサーチデータより抽出)
3. 有効回答：319 社 (有効回答率 18.8%)
4. 調査項目：
  - (1) 協賛金負担の要請について
  - (2) センターフィー負担の要請について
  - (3) 従業員派遣の要請について
  - (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について
  - (5) 過度の情報開示の要求について
  - (6) プライベート・ブランド (PB) 商品に関する要請について
  - (7) 新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請について
  - (8) 独占禁止法改正について
  - (9) 全体を通じて
5. 公表日時：令和3年6月10日(木) 15時

・報告書の内容について、農林水産省、公正取引委員会、経済産業省および流通関係団体(9団体)に説明を行うとともに、優越的地位の濫用による取引慣行の改善について指導・協力要請を行う予定。

・また、平成19年度より報告書の全文を、当センターのホームページで公開している。令和元年度調査報告書についても、ホームページで公開する予定であるので、ご活用いただきたい。

食品産業センターホームページ：<https://www.shokusan.or.jp/>

・なお、本調査報告書では、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介しており、それぞれの回答企業が流通からの要請をどのように受け止めているのかという視点でお読みいただきたく存じます。

(参考：公正取引委員会による関連資料)

\* 公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

\* 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」

告示（平成17年5月）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

\* 『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」（平成23年6月改正）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

\* 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成29年6月改正）

[https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuetsutekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuetsutekichii.pdf)

\* 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>

\* 「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」

<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>

(参考：農林水産省による関連資料)

\* 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく『食品等流通調査』について」

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou\\_kaizen/ryutsu\\_chosa.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/ryutsu_chosa.html)

\* 「食品ロス削減に向けた商慣習見直しに取り組む事業者の公表」

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/201030.html>

以 上

令和3年6月1日

## 令和2年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人 食品産業センター  
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

- 1 前回調査と比較して、調査項目への要求・要請については、全ての項目でほぼ同じか減少した。問題とされる不当な値引き要求、買ったたきについては減少傾向が続いている。
- 2 要求、要請への対応については、不当な値引き、過度の情報開示以外の全ての項目で「ケースバイケースで応じている」が減少し、不当な値引き以外の全ての項目で「全く応じない」＋「ほとんど応じていない」が増加した。
- 3 (2) センターフィー負担の要請の項目では、「センターフィー負担額の方が“コスト削減分を上回る”」との回答が前回調査と比較してかなり減少(41.4%→35.1%、-6.3%)した。また、前々回調査から調査項目に入れた実質センターフィーを別の名目での要請の有無については「あった」との回答が4.6%あったが、前回調査よりわずかに減少(-2.5%)した。しかし、別の名目での要請にも拘わらず、「全て応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」が3割近くある状況が窺えた。
- 4 (5) 過度の情報開示の要求の項目では、ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報などの要求を受けたことが「あった」との割合は年々減少傾向であり、今回調査では前回調査とほぼ同じであった(9.9%→9.5%→7.0%→7.7%)。要求への対応については「全て応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」が大幅に減少し、「全く応じない」＋「ほとんど応じていない」が大幅に増加した。
- 5 今回調査項目とした(7)新型コロナウイルス感染症拡大に関係した要請については、不当であると思われる要請が「あった」との回答は1.7%(18件)であったが、具体的事例には様々な不当だと思われる事例があった。
- 6 事業者の資本金規模別分析では、(1)協賛金負担の要請、(2)センターフィー負担の要請、(3)従業員派遣の要請について、大規模事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に小規模事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要請を受けた場合は概ね応じざるを得ない実態が窺われた。

7 平成 21 年の独占禁止法の改正により、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者の割合は前々回調査までの 3 年は同じ水準に留まっていたところ前回調査でわずかに上がったものの、今回調査ではわずかに下がった (-2.7)。今後とも「大規模小売業告示」と併せて、本調査結果報告の機会をとらえた継続的な制度の周知に向けた取組が必要と考える (58.9%→59.0%→58.1%→59.6%→56.9%)。

(まとめ)

今回の調査結果では、全体的にみると要求・要請は前回調査と比較して、全ての項目でほぼ同じか減少した。また、要求・要請があった場合でも、不当な値引き以外の全ての項目で「全く応じない」+「ほとんど応じていない」が増加した。

全体的には前回調査より改善がみられる。新型コロナウイルス感染症拡大による不当であると思われる要請もみられたものの、感染症拡大を契機に改善されたと思われるものもあることから、検証は出来ていないものの、これが全体的な改善の一因ではないかと考えられる。

個々の回答事例からは、多くの問題、解決すべき課題があることが窺われる。

本調査結果等を踏まえ、従来の商慣習にとらわれることなく、商談や事前協議・説明の徹底等関係者全員の一層の努力により、更なる改善が必要と考える。